医療法人　幸生会
看護学生奨学金等貸与規程

医療法人　幸生会

（目的）

第１条　この規程は、看護師の資格取得後、医療法人　幸生会（以下、「法人」という）への就職を希望する看護学生に対して、奨学金を貸与することにより修学を支援し、もって、法人における看護師の確保及び看護体制の強化・充実を図ることを目的とする。

（貸与対象者）

第２条　奨学金の貸与対象者は、次に掲げる者とする。ただし、入学見込の者が不合格等の理由により、当該学校に入学しなかった場合は、その対象から除外する。

①　看護師養成施設の看護大学、短期大学、看護専門学校等（以下、「看護学校」という）に入学見込、入学または在学する者で、法人での就業を希望する者

②　法人に勤務する准看護師で、通信制２年課程の専門学校に在学している者または入学を予定する者

（貸与額）

第３条　奨学金の貸与額は、次のとおりとする。

①　第２条①に該当するもの　　月額　５５，０００円

②　第２条②に該当するもの　　月額　３０，０００円

２　滋賀県堅田看護専門学校の学生については、前項①のほかに、学校に納める次の費用を貸与する。

施設整備費　　月額　３０，０００円

（貸与期間）

第４条　奨学金貸与期間は、貸与することになった月から卒業の月までとする。

（申請）

第５条　本規程の適用を受けようとする者は、「履歴書」及び別に定める「看護学生奨学申請書（様式１）」を法人に提出しなければならない。

（決定）

第６条　法人は、奨学制度の適用者であり、且つ奨学金貸与の申請のあった者の中から、本人との面接により、奨学金を貸与する者を決定する。

（提出書類）

第７条　奨学金の貸与が決定した者は、次の各号に掲げる書類を法人に提出しなければ

ならない。
①　奨学金貸与申請書（様式２）
②　身上調書（様式３）
③　誓約書（様式４）
④　奨学金等貸与契約書（様式５）

（貸与の停止）
第８条　奨学生が休学したとき、休学した日の属する月の翌月から、復学した日の属する月の前月までの期間、貸与を停止する。

（貸与の終了）
第９条　奨学金等の貸与は次の各号のいずれかに該当したときは、貸与を終了することができる。
①　死亡したとき
②　在学中に２回以上留年したとき③　退学または転学科したとき
④　心身または学業成績不振等で就学継続の見込がないと認めたとき
⑤　保証人または奨学生から貸与辞退の申し出があったとき
⑥　第４条の貸与期間が満了したとき
⑦　前各号のほか、引続き貸与することが適当でないと認められたとき

（弁済の免除）
第１０条　奨学生が看護学校を卒業した日から１年を経過する日までに看護師の免許を取得し、かつ、直ちに法人に常勤看護師として採用され、引き続き奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間、法人の看護業務に従事したときは、貸与を受けた奨学金の全額の弁済を免除する。ただし、就職期間の算定には就業規則に定める休職期間及び資格試験に不合格になった場合の卒業から資格取得までの期間を除くものとする。

（一括弁済）
第１１条　奨学金等の貸与が終了したときは、貸与が終了した日の１ヵ月後までに次に定める金員を一括して弁済しなければならない。
①元　　金　第３条に定める貸与額
②貸付費用　貸与期間の月数に金１，０００円を乗じた額

（遅延損害金）
第１２条　前条に定める期日までに同条の弁済がないときは、弁済期日の翌日から支払

済みまで元金に対する年５％の割合による遅延損害金を付して支払わなければならない。

（期限の利益）

第１３条　看護学校を卒業し、看護師資格を取得し、常勤（日勤までは夜勤）として法人に勤務する間は、第１１条の弁済を猶予する。

２　看護学校を卒業したものの、国家試験に合格しなかったときは、看護師資格を取得するまでの間、第１１条の弁済を猶予する。ただし、その期間は看護学校を卒業してから１年を超えないものとする。

（特例）

第１４条　法人は、この規程に定めのない事項及び特別の事情によりこの規程により難い事項が発生した場合は、この規程の趣旨を著しく変更しない範囲内において適宜な取扱いができる。

（附則）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（附　則）

この規程は、平成３０年４月１日に全面変更し、同日から施行する。

この施行をもって、「奨学制度規定」を廃止する。

（附　則）

この規程は、平成３０年７月１日に一部改正し、同日から実施する。

（附　則）

この規程は、令和３年１月１日に一部改正し、同日から実施する。

（附　則）

この規程は、令和４年４月１日に一部改正し、同日から実施する。